

○軽自動車検査協会検査事務規程

昭和 48 年 9 月 26 日
協会規程第 16 号

最終改正 平成 24 年 2 月 28 日協会規程第 2 号

目 次

- 第 1 章 総 則
- 第 2 章 検査等の申請の受理
- 第 3 章 検査の実施方法
- 第 4 章 車両番号の指定
- 第 5 章 自動車検査証、自動車予備検査証及び限定自動車検査証の交付、返付、記入、返納又は再交付
- 第 6 章 解体届出、重量税還付付表 1、輸出予定届出証明書及び検査記録事項等証明書の交付、輸出予定届出証明書の返納
- 第 7 章 検査標章の交付及び再交付
- 第 8 章 軽自動車検査業務電子情報処理システムの記録
- 第 9 章 雑 則
- 附則

第 1 章 総 則

1-1 目的

1-1-1 この検査事務規程（以下「規程」という。）は、軽自動車の検査事務の適正かつ能率的な実施を図ることを目的とする。

1-2 適用

1-2-1 軽自動車の検査は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「規則」という。）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和 45 年 運輸省令第 8 号。以下「様式省令」という。）及びこれらの法令に基づく国の関係通達並びに審査事務規程（自動車検査独立行政法人法第 13 条第 1 項に基づく審査事務規程をいう。）によるほか、この規程の定めるところによる。

(1) 「車両中心線」とは、直進姿勢にある自動車を平坦な面に置いたときの次の各号による直線とする。

(イ) 四輪の自動車にあつては、左右の前車輪及び後車輪のそれぞれのタイヤ接地部中心点を結ぶ線分の中点を通る直線

(ロ) 前 1 輪の三輪自動車にあつては、左右の後車輪のタイヤ接地部中心点を結ぶ線分の中

点を通り同線分と直角な水平線（前2輪の三輪自動車もこれに準ずる。）

- (2) 「損傷」とは、当該装置の機能を損なう変形、曲がり、磨耗、破損、切損、亀裂又は腐食をいう。
- (3) 「検査時車両状態」とは、空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態（被けん引自動車にあつては、空車状態に運転者1名が乗車したけん引自動車と空車状態の被けん引自動車とを連結した状態）をいう。
- (4) 「協定規則」とは、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に基づく認定規則をいう。

1-2-2 この規程における用語の定義は、法、規則、保安基準及びこれらの法令に基づく国の関係通達並びに審査事務規程によるものとする。

1-2-3 細目告示第2章第1節、第2節及び第3節の適用は、次の各号によるものとする。

- (1) 新たに運行の用に供しようとする、法第75条第1項の規定により型式について指定を受けた自動車、道路運送車両法施行規則第62条の3第1項の規定により認定を受けた自動車、「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」別添2新型自動車等取扱い要領に基づく新型届出の取扱いを受ける自動車及び「輸入自動車特別取扱い制度について（依命通達）」に基づく輸入自動車特別取扱いを受ける自動車（以下「指定自動車等」という。）であつて、法第59条の規定による新規検査又は法第71条の規定による予備検査（法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合を除く。）に当たっては、規程第3章によるほか、細目告示第2章第1節に規定する基準の適合性を判定するものとする。
- (2) 新たに運行の用に供しようとする、指定自動車等以外の外国等において製作された自動車であつて本邦に輸入された自動車（以下「並行輸入自動車」という。）及び自動車の製作を業とするものが研究、開発等の用に共するため製作したもので、かつ、年間の生産台数が少量のもの（以下「試作自動車」という。）等であつて、法第59条の規定による新規検査又は法第71条の規定による予備検査（法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合を除く。）に当たっては、規程第3章によるほか、細目告示第2章第2節に規定する基準の適合性を判定するものとする。
- (3) 使用の過程にある自動車であつて、法第59条の規定による新規検査又は法第71条の規定による予備検査（法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合に限る。）及び法第62条第1項の規定による継続検査又は法第67条第3項の規定による構造等変更検査又は法第63条の規定による臨時検査を行うに当たっては、規程第3章によるほか、細目告示第2章第2節（指定自動車等については第1節）又は第3節に規定する基準の適合性を判定するものとする。

1-2-4 二輪車の基準を適用する自動車

次に掲げるすべての要件を満たすものは、二輪自動車の基準を適用するものとする。

- (1) 三個の車輪を備えるもの
- (2) 車輪の車両中心線に対して左右対称の位置に配置されているもの
- (3) 同一線上の車軸における車輪の接地部中心点を通る直線の距離が460mm未満であるもの

(4) 車輪及び車体の一部又は全部を傾斜して旋回する構造を有するもの

1-3 保安基準への適合性を証する書面

1-3-1 1-2-3 (2) に基づく新規検査又は予備検査に当たっては、当該検査に係る自動車下表の左欄に掲げる保安基準の条項ごとに同表の右欄に掲げる基準(適用関係告示によりこれらの基準が適用されないこととされている自動車にあつては、これらの基準に対して適用すべきものとして当該告示に定める基準)に適合することを証する書面を提出させるものとする。

(表)

適用される保安基準	対応する技術基準
第8条第1項	細目告示別添95：自動車の走行性能の技術基準
第11条第2項	細目告示別添96：連結車両の走行性能の技術基準
第11条の2第3項	細目告示別添6：衝撃吸収式かじ取装置の技術基準
第12条第1項	細目告示別添9：イモビライザの技術基準
	細目告示別添10：トラック及びバスの制動装置の技術基準
	細目告示別添12：乗用車の制動装置の技術基準
	細目告示別添14：制動液漏れ警報装置の技術基準
第13条	協定規則第78号の技術的な要件
第15条第1項	細目告示別添93：連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準
第15条第2項	細目告示別添16：乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準
第17条第1項	細目告示別添17：衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準
第17条第3項	細目告示別添100：圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準
第17条の2第2項	細目告示別添17：衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準
第18条第2項	細目告示別添101：燃料電池自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準
第18条第3項	細目告示別添23：前面衝突時の乗員保護の技術基準
第18条第4項	協定規則第94号の技術的な要件
第18条第5項	細目告示別添24：側面衝突時の乗員保護装置の技術基準
第20条第4項	細目告示別添99：歩行者頭部保護の技術基準
第20条第5項	細目告示別添27：内装材の難燃性の技術基準
第22条第3項及び第4項	細目告示別添28：インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準
第22条の3第2項	協定規則第17号の技術的な要件
第22条の3第3項	協定規則第14号の技術的な要件
第22条の4	協定規則第16号の技術的な要件
第22条の5第2項	細目告示別添34：頭部後傾抑止装置の技術基準
第22条の5第2項	協定規則第14号の技術的な要件

第22条の5第3項	協定規則第44号の技術的な要件
第25条第4項	協定規則第11号の技術的な要件
第29条第1項、第2項及び第3項	細目告示別添37：窓ガラスの技術基準
第32条第8項	協定規則第123号の技術的な要件
第32条第9項	細目告示別添52：灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
第43条の5第2項	細目告示別添78：盗難発生警報装置の技術基準
第45条第3項	細目告示別添87：サンバイザの衝撃吸収の技術基準

1-3-2 1-3-1に基づいて提出させる書面の審査は、次により行うものとする。

(1) 次のいずれかの書面であること。

- (イ) 当該検査に係る自動車を製作した者が証明した書面の原本（当該書面が複数の自動車について証明している場合には、当該書面の写しであつて原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったもの）
- (ロ) 当該検査に係る自動車に、技術基準と同等とされている外国基準に適合している旨のラベル、銘板、鋳出し等の当該自動車を製作した者による表示がある場合には、当該外国基準に適合している旨を記載した書面
- (ハ) 技術基準に規定している試験を行える公的な試験機関又は国土交通省が指定した外国試験機関が発行した試験成績書の原本（当該試験成績書の原本の提示があつた場合には、当該試験成績書の写し）

(2) (1) の書面の記載事項

- (イ) (1)(イ)の書面には、当該証明が真正なものであることを確認できるよう、製作者の名称及び所在地、車台番号並びに署名者の氏名、職名、所属、連絡先の電話番号及びファクシミリ番号を明記したものであること。
- (ロ) (1)(ハ)の書面の様式は、「新型自動車の試験方法について」（昭和46年10月20日自車第669号）の各試験項目毎に規定されている試験成績書の様式とする。

また、試験計測データ、試験を実施した自動車と当該検査に係る自動車の構造・装置が同一であることが確認できる写真（試験実施前）及び試験実施後の構造・装置の状況が確認できる写真が添付されていること。

(3) 書面の審査にあつては、次により判断すること。

(イ) (1)(イ)の書面について

- (a) 技術基準と同等とされている外国基準への適合性が記載されており、かつ、その記載に係る証明が真正なものと判断できる場合には、当該検査に係る自動車が保安基準に適合していると判断する。
- (b) 技術基準と同等とされている外国基準への適合性が記載されていない場合、又は技術基準と同等とされている外国基準以外への適合性が記載されている場合には、当該自動車が保安基準に適合していないと判断する。

(ロ) (1)(ハ)の書面について

試験を実施した自動車又は装置が当該試験に係る技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、当該検査に係る自動車（試験を実施した自動車）に備えられている装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、当該基準に適合していると判断する。

第2章 検査等の申請の受理

2-1 構内における掲示等

2-1-1 事務所、支所及び分室（以下「事務所等」という。）構内の適当な箇所には、検査等の申請者が見やすいように次に掲げる事項を掲示するものとする。

- (1) 申請手続の要領
- (2) 業務受付時間
- (3) 業務を行う日
- (4) 構内における指示
- (5) その他必要な事項

2-1-2 構内には駐車場所、通行区分を明確にするための標識を設置すること等により、構内の安全及び秩序の維持を図るものとする。

2-1-3 事務所等の窓口には、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定による審査基準及び標準処理期間を記載したものを備えつけるものとする。

2-2 検査の予約

2-2-1 検査業務の円滑な処理及びユーザーの利便の確保を図る観点から、軽自動車の検査（以下「検査」という。）は予約により行うことを原則とする。

2-3 申請書等の受理

2-3-1 検査等に関し、申請書又は光ディスク申請の提出があつたときは、申請書又は光ディスク申請並びにこれらの添付書類に不備のないことを確認したうえ、当該申請書又は光ディスク申請一覧表に受付日付印を押印して受理するものとする。

この場合において、申請書に氏名を記載し押印することに代えて署名しているときは、楷書体等で明瞭に申請者の氏名が記載されており、当該署名による氏名の照合に支障のないことを確認するものとする。

(記載例)

軽検太郎

(申請者が個人である場合)

(署名)

軽検株式会社代表取締役

軽検太郎

(申請者が法人である場合)

(名称) (役職名) (代表者の署名)

ただし、申請に際し代理人申請を行う場合には、申請依頼書又はこれと同等の書類を提出すること。

2-3-1の2 (削除)

2-3-1の3 「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令」(昭和45年運輸省令第8号) (以下「様式省令」という。) 第3条第1項第10号の申請は、規程の第1

号様式に示すものを用いるものとする。

2-3-1の4 (削除)

2-3-1の5 (削除)

2-3-1の6 様式省令第3条第1項第11号の解体等又は輸出に係る届出書は、規程の第2号様式に示すものを用いるものとする。

2-3-1の7 様式省令第3条第1項第15号の解体等に係る届出書は、規程の第2号様式の2に示すものを用いるものとする。

2-3-2 手数料を必要とする申請にあつては、道路運送車両法関係手数料令(昭和26年政令第255号)に規定する額の手数料を納付した旨の表示を確認し、2-3-1の受付日付印を手数料の表示部分にかけて押印するものとする。

2-4 検査場における掲示等

2-4-1 自動車検査上屋の入口付近の適当な箇所には、受検者が見やすいように次に掲げる事項を掲示する。

- (1) 検査時間
- (2) 検査を行う日
- (3) 検査コース毎のコース名
- (4) 検査コース毎の入場できる自動車の種類
- (5) 検査コース内における注意事項
- (6) 受検時の指示事項
- (7) 受検者の禁止事項
- (8) その他必要な事項

2-4-2 受検時の指示事項には、2-5-1各号に掲げる事項が含まれていなければならない。

2-4-3 コース内における注意事項には、原則として次に掲げる事項が含まれていなければならない。ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。

(1) 各検査コース共通の受検時の注意事項

- ①初めて受検する方はあらかじめ検査担当者に申し出て下さい。
- ②最低地上高の低い車両、幅の広いタイヤ(扁平率50%以下)を装着した車両で受検する方は、検査担当者に申し出て下さい。
- ③トラクションコントロール装置装備車は、当該装置の作動を解除して受検して下さい。
- ④車の中心をテストの中心に合わせまっすぐに進入して下さい。
- ⑤テストへの乗り入れ、脱出、その他の動作は表示器又は検査担当者の指示に従って下さい。
- ⑥テスト上では急停止、急発進をしないで下さい。
- ⑦テスト上ではハンドルを切らないで下さい。
- ⑧ヘッドライト・テストの動きに注意して進行して下さい。
- ⑨ディーゼル車はCO・HCテストを使用しないで下さい。
- ⑩オートマチック車から離れるときは、サイドブレーキを掛け、シフトレバーを確実に「P」レンジの位置にして下さい。
- ⑪排気ガス・テストのプローブを入れたままエンジンをスタートしたり、回転を上げたり

しないで下さい。

⑫検査コース内において車両を後退させる場合は表示器又は検査担当者の指示に従って下さい。

⑬検査コース内は禁煙です。

⑭検査中の携帯電話の使用及びサンダル、スリッパ等運転装置の誤操作のおそれのある履物での受検はご遠慮下さい。

⑮検査担当者の指示に従わずに受検車両を操作し、車両が損傷しても、当方は一切責任を負いませんので、検査担当者の指示に従って下さい。

(2) 自動方式総合検査機器（マルチテスタ）の受検時の注意事項

①軸重 1, 000 k g 以上の車両及び三輪車はコースに乗り入れないで下さい。

②再入場車両及び4WS車は該当する申告ボタンを押して下さい。

③進入表示器の「進入」表示を確認したのち、ゆっくりとテスタに乗り入れて下さい。

(3) 自動方式検査機器の受検時の注意事項

①軸重 1, 000 k g 以上の車両はコースに乗り入れないで下さい。

②前輪駆動車は、スピードメーター検出選択ボタンを押して下さい。

③再入場する車両は該当する申告ボタンを押して下さい。なお、ヘッドライト、排気ガス及び下回りの再入場の場合は、インターホン等で申告して下さい。

④パートタイム4WD車は2輪駆動に切り替えて受検して下さい。

⑤入場信号灯の「青色」を確認したのち、ゆっくりとテスタに乗り入れて下さい。

⑥ヘッドライト検査の際は車両の停止位置案内線に沿って正しくテスタに正対させて下さい。

⑦フルタイム4WD車及び三輪車は検査担当者に申し出て下さい。

2-5 検査時における指示等

2-5-1 検査担当者は、検査時において、受検車両（検査を受ける自動車をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる状態にない場合又は受検者（検査を受検する者をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる行為を行わなかった場合には、それぞれ該当する指示を受検者に対し行う。また、検査担当者は、自動車検査場内における検査業務を適正かつ円滑に実施するために必要な範囲内において、受検車両の操作等に関する指示を受検者に対し行う。検査担当者がこれらの指示を行った場合において、受検者が検査担当者の指示に従わず、次の各号に掲げる状態にない場合又は次の各号に掲げる行為が行われなかった場合には、受検者に対し検査できない旨を口頭で通告する。

(1) 検査中は検査票を保持すること。

(2) 下回り部分は泥等の付着がなく装置等の確認ができる状態とすること。

(3) 車台番号及び原動機の型式の打刻は、汚れ等の付着がなく打刻文字等が確認できる状態とすること。

(4) 排気管はプローブが挿入できる状態とすること。

(5) 荷台等は物品等が積載された状態でないこと。

(6) 座席、シートベルト、非常信号用具及び消火器等は確認できる状態とすること。

(7) 窓ガラスは取り外された状態でないこと。

- (8) 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップ、灯火器等に装着されているカバー等は取り外した状態とすること。
- (9) エンジンルーム内の検査を行う場合は、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け、支持棒等により保持した状態とすること。
- (10) 運転者席及び助手席の側面ガラスの検査を行う場合は、窓ガラスを閉じた状態とすること。
- (11) 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓拭器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
- (12) 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止を行うこと。
- (13) 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- (14) 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- (15) 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテストへの乗入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
- (16) 記録器のあるコースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- (17) 検査が終了した場合（再入場の場合を含む。）には、検査票に総合判定結果の記入を受けること。
- (18) 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取り外しを指示した場合は、当該カバーを取り外すこと。
- (19) 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態とすること。

2-5-2 受検者が検査担当者に対し、不当な要求、威圧・暴力行為を行った場合は、警報装置を作動させ、検査担当者全員が全ての検査業務を中断し、当該事案の発生場所に駆け付けるとともに、必要に応じ警察への通報を行うこと。

2-6 検査コースの閉鎖

2-6-1 事務所等の長は、1-1の目的を達成するため、必要最小限の範囲において検査場の一部又は全部を閉鎖することができるものとする。

第3章 検査の実施方法

3-1 検査票

3-1-1 軽自動車検査票（以下「検査票」という。）は軽自動車の諸元に係るもの及び諸元事項以外に係るものの2種類とする。

3-1-2 検査は検査票を使用して行うものとする。ただし、限定自動車検査証（以下「限定検査証」という。）の交付を受けている場合にあつては、限定検査証を使用して行うことができるものとする。

3-2 検査の実施方法

3-2-1

- (1) 検査は、原則として当該検査に係る自動車の提示があつた日（以下「当日」という。）に行うものとする。ただし、天災その他の事由により検査が困難になった場合は、この限りでない。
- (2) 検査において、保安基準適合性について疑義が生じたため検査担当者が速やかに判定を行

うことができない場合であつて、3-2-8の規定に基づき保留とする事例に該当しないときは、(1)の規定にかかわらず、検査継続（当日から15日以内を限度として検査を継続することをいう。）とすることができる。この場合において、検査担当者は、この期間内に可及的速やかに判定しなければならない。また、検査継続とした場合には、受検者に対しこの旨通告するとともに、検査票の備考欄に、検査継続の旨及び理由を記載するものとする。

なお、判定がなされた場合には、検査票の備考欄に記載された理由を抹消することなく、当該箇所に検査担当者の印を押印するものとする。

3-2-2 検査の実施の方法は、別表第1によるほか、3-3、3-4及び3-5に定めるところによるが、同表に定める視認等の方法により判定することが困難な場合は、当該自動車に係る点検整備記録簿又は分解整備記録簿の提示を求め、当該記録簿の記載事項を検討する等の方法により、確認するものとする。自動車の検査に際して、提出又は提示を求めた書面の提出又は提示がない場合には、受検者に対し検査できない旨を口頭で通告する。

3-2-3 検査の結果、不合格とした場合にあつては、当該自動車の受検者につとめてその理由を知らせるものとする。

3-2-4 検査の結果、当該自動車が次に掲げる事例のように明らかに危険な状態で運行されると認められるときは、法第71条の2第1項に規定する当該自動車の使用を停止する必要があると認める場合とする。

(1) ロッド及びアーム類の脱落等かじ取り装置に著しい損傷があるもの

(2) ブレーキ系統の失陥等により制動能力が著しく不足しているもの

(3) 燃料ホース・燃料パイプの切損、容易に修復できない燃料タンクの亀裂等による燃料装置からの著しい燃料漏れがあるもの

3-2-5 検査の結果、使用の停止を行った場合には、当該自動車の自動車検査証（以下「検査証」という。）を複写したものに「使用停止」と朱書きにより記載し、これを手渡すものとする。

3-2-6 検査に当たっては、提示された自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式が申請書、検査証（検査証を有しない場合においては、限定検査証又は自動車検査証返納証明書（以下「返納証明書」という。））又は検査票（検査票を有しない場合においては、限定検査証）に記載されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。また、走行距離計を備える自動車（最高速度20km/h未満の自動車及び被けん引自動車を除く。）にあつては、次の検査に係るものについて、走行距離計の確認を行うものとする。

(1) 新規検査及び予備検査（法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車に限る。）

(2) 継続検査

(3) 構造等変更検査

この場合において、走行距離計の確認は、次により行うものとする。

(1) 検査車両の総走行距離計表示値と検査票（諸元事項以外に係るもの）の走行距離計表示値欄に記載された数値が同一であることを確認する。この場合において、検査車両の総走行距離計の表示値から検査票（諸元事項以外に係るもの）の走行距離計表示値欄に記載された数値を減じた値が200km以下のときは、同一であるとみなす。

(2) 総走行距離計（オドメータ）と区間距離計（トリップメータ）を切り換える方式の距離計を備える自動車にあつては、表示されている距離計が総走行距離計であることを確認する。

なお、3-2-7に規定する再入場の場合には、その都度提示のあつた自動車に打刻されている車台番号が検査票に記載されている車台番号と同一であることを確認するものとする。

ただし、次の各号に掲げる書面により現車の提示が省略される場合においては、当該各号に示すものが同一であることを確認するものとする。

(1) 完成検査終了証（完成検査終了証に記載されるべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を含む。）の提出をもって当該自動車の提示に代える場合当該完成検査終了証に記載されている車台番号及び原動機の型式と申請書に記載されている車台番号及び原動機の型式

(2) 保安基準適合証の提出をもって当該自動車の提示とみなす場合（(3)に掲げる場合を除く。）当該保安基準適合証に記載されている車台番号及び同書面の余白に記載された走行距離計の表示値と検査証に記載されている車台番号及び申請書に記載されている走行距離計の表示値（申請書に記載されているものに限る。（3）において同じ。）

(3) 返納証明書の提出若しくは提示及び保安基準適合証の提出をもって当該自動車の提示とみなす場合 当該保安基準適合証に記載されている車台番号及び同書面の余白に記載された走行距離計の表示値と返納証明書に記載されている車台番号及び申請書に記載されている走行距離計の表示値

(4) 限定検査証及び限定保安基準適合証の提出をもって当該自動車の提示とみなす場合当該限定保安基準適合証に記載されている車台番号と限定検査証に記載されている車台番号
この場合において、車台番号若しくは原動機の型式の打刻がないとき、他の自動車の打刻と類似のものであるとき、又は識別困難であるときは、運輸支局又は自動車検査登録事務所（運輸監理部、陸運支局を含む。）において、職権打刻を受けた後に検査を行うこととし、受検者に対し検査できない旨を口頭で通告する。

3-2-7 当日の検査において、自動車の構造又は装置が保安基準の規定に適合しないと認められ、かつ、3-2-4に掲げる事例に該当しない場合には、当該自動車の検査を行った事務所等において、当日の検査時間内に限り、不適合箇所の保安基準適合性確認のための検査コースへの入場（以下「再入場」という。）について、次に掲げる検査の種別毎に定める回数を限度として認めるものとする。この場合において、当該検査票に適合しない旨の記載がある項目以外の項目については、検査を省略することができる。また、再入場回数は、検査票の所定の欄の押印により確認するものとする。

なお、当日に新たな検査をする場合にあつては、改めて回数を数えるものとする。

(1) 新規検査、予備検査及び構造等変更検査にあつては、保安検査(主として別表第1に掲げる装置に関する検査をコース内又はコース外の場所で行う検査をいう。)及び計測検査(主として別表第1に掲げる構造に関する検査をコース内又はコース外の場所で行う検査をいう。)について、それぞれ2回まで

(2) 継続検査にあつては、保安検査及び計測検査について2回まで(同一性を確認するため、計測検査をした回数を除く。)

(保留)

3-2-8 2-5-1、3-2-2及び3-2-6の規定に基づき、受検者に対し検査できない旨通告した場合並びに2-4-1(7)に規定する事項が反復又は継続して行われ適正な検査を実施できない場合には、その理由又は2-5-1に該当する番号のいずれか及び検査保留の旨を検査票の備考欄に記載するものとする。この場合において、3-2-6の規定に基づく通告の理由は、「車台番号相違」若しくは「車台番号相違のおそれ」又は「原動機型式相違」若しくは「原動機型式相違のおそれ」とする。

3-3 新規検査及び予備検査の要領

[構造に関する検査]

(不適切な補修等)

3-3-1 次の各号に掲げる補修等を行った自動車は、保安基準に適合しないものとする。

- (1) 灯火器の破損、亀裂等が粘着テープ類により補修されているもの
- (2) 各種ダストブーツ類の破損、亀裂等が針金類又は粘着テープ類により補修されているもの
- (3) 灯火の色基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの
- (4) 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口方向が変更されているもの
- (5) 排気管に空き缶、軍手、布類等の異物が詰められているもの
- (6) 走行装置の回転部分付近の車体(フェンダー等)にベルト類、ホース類、粘着テープ類、紙類、スポンジ類又は発砲スチロールが取り付けられているもの
- (7) 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火(赤色以外のものを含み、教習用二輪車に備える教習用灯火を除く。)であつて、当該灯火に係る電球、すべての配線及び灯火器本体(カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。)が取り外されていないもの
- (8) 不点灯状態にある灯火(光源を取り付けていても点灯することができない灯火を備えた状態で指定自動車等を受けている灯火、速度表示装置及び(7)の灯火を除く。)であつて、当該灯火に係る電球及びすべての配線が取り外されていないもの
- (9) 番号灯の一部が点灯しないもの
- (10) 灯火器、シートベルト、座席後面の緩衝材、後写鏡、窓ガラス、オーバーフェンダー、排気管、座席、ブレーキホース、ブレーキパイプ、ショックアブソーバ、スプリング、タイロッド又は扉が粘着テープ類、ロープ類又は針金類で取り付けられているもの(指定自動車等に備えられたもの同一の方法で取り付けられたものを除く。)
- (11) 操縦装置の識別表示又は最大積載量の表示が貼り付けられた紙又は粘着テープ類(表示を目的として製作されたものを除く。)に記入されているもの及び表示された内容が容易に消えるもの

(長さ、幅及び高さ)

3-3-1の2~3-3-4 削除

(安定性)

3-3-5 最大安定傾斜角度は、算出又は計測した値とし、傾斜角度測定機を用いない場合に

あつては、次により重心高及び安定幅を求め、それにより算出した値とする。

(i)重心高の算出

(算式)

$$H = R + \frac{L(wr' - wr)\sqrt{L^2 + h^2}}{w \cdot h}$$

ただし H：重心高

R：タイヤの有効回転半径（前後のタイヤの有効回転半径が異なるときは、両者の平均値とする。）

L：軸距

h：前車輪を揚げたときの揚程

ただし、前車輪は可能な限り 40 c m以上に揚げるものとする。

w：車両重量

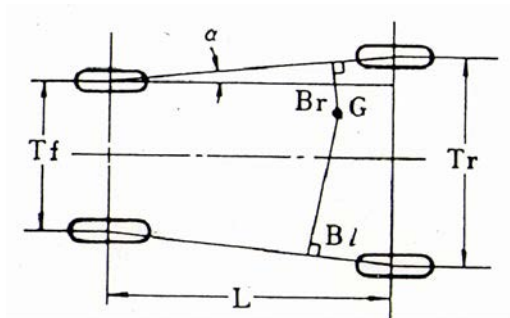
w r：空車状態の被測定車を平坦な面に置いたときの後軸重

w r'：前車輪を h だけ揚げたときの後軸重

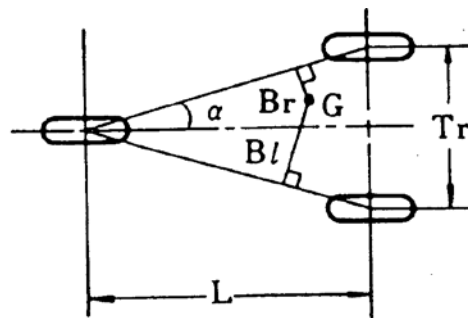
(ii)安定幅の算出

(参考図)

(四輪自動車)



(三輪自動車)



(算式)

$$\text{右側} \quad Br = \frac{\cos \alpha (wfl \cdot Tf + wrl \cdot Tr)}{w}$$

$$\text{左側} \quad Bl = \frac{\cos \alpha (wfr \cdot Tf + wrr \cdot Tr)}{w}$$

$$\tan \alpha = \frac{Tr - Tf}{2L}$$

ただし B r：右側安定幅

B l：左側安定幅

T f：前車輪の輪距

T r：後車輪の輪距

L：軸距

w：車両重量

w f l：左側前輪荷重

w f r : 右側前輪荷重

w r l : 左側後輪荷重

w r r : 右側後輪荷重

α : 前後車輪の接地部中心点を結ぶ直線が車両中心線と交わってなす角度

G : 重心位置

(ハ) 最大安定傾斜角度の算出

(算式)

$$\text{右側 } \beta = \tan^{-1} \frac{B_r}{H}$$

$$\text{左側 } \beta = \tan^{-1} \frac{B_l}{H}$$

ただし β : 最大安定傾斜角度

H : 重心高

B r : 右側安定幅

B l : 左側安定幅

(最小回転半径) 3-3-6 ~ (速度計の指示の誤差) 3-3-15 の 2 削除

(検査機器によらない検査)

3-3-16 検査機器によらない原動機(保安基準第8条)から乗車定員(保安基準第53条)までの各装置の検査は、ドライブオンリフトを用いるなどして行うものとする。

(原動機) 3-3-17 ~ (扉) 3-3-34 削除

(物品積載装置)

3-3-35 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車の荷台(荷台が傾斜するものに限る。)であつて、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積(0.01 m³未満は切り捨てるものとする。)で除した数値が、1.3 t/m³未満のものは、物品積載装置の基準に適合しないものとする。

(窓ガラス) 3-3-36 ~ (乗車定員) 3-3-64 削除

(最大積載量等)

3-3-65 ~ 3-3-66 削除

3-3-67 最大積載量は、その最大値を350kgとする。

(けん引重量)

3-3-68 削除

[完成検査終了証の提出がある自動車の検査]

3-3-69 完成検査終了証(完成検査終了証に記載されるべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提出された場合を含む。)の提出がある自動車については、当該完成検査終了証を審査すること。

また、自動車型式指定規則(昭和26年運輸省令第85号)第11条の規定により連署された完成検査終了証の発行日は、車体の製作者が完成検査を終了した日とする。

[限定検査証の提出がある自動車の検査]

3-3-70 限定検査証の提出がある自動車(3-3-72に掲げるものを除く。)については、当該限定検査証に記載された保安基準に適合しない部分の整備に係る部分について、3-

2-2に掲げる方法により検査するほか、当該限定検査証を審査することにより検査するものとする。

〔返納証明書の提出若しくは提示及び保安基準適合証の提出がある自動車の検査〕

3-3-7 1 返納証明書の提出若しくは提示及び保安基準適合証の提出がある自動車については、当該返納証明書及び保安基準適合証を審査することにより検査するものとする。

〔限定検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車の検査〕

3-3-7 2 限定検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車については、当該限定検査証及び限定保安基準適合証を審査することにより検査するものとする。

3-4 継続検査の要領

〔構造に関する検査〕

3-4-1 不適切な補修等については、新規検査及び予備検査の要領に準じて検査するものとする。また、次の各号に掲げる事項が当該検査証の記載事項と同一であるかどうかを視認により検査するものとする。

(1) 長さ、幅及び高さ

(2) 車両重量及び車両総重量

〔装置に関する検査〕

3-4-2 新規検査及び予備検査の要領に準じて検査するものとする。

〔保安基準適合証の提出がある自動車の検査〕

3-4-3 保安基準適合証の提出がある自動車については、当該保安基準適合証を審査することにより検査するものとする。

〔限定検査証の提出がある自動車の検査〕

3-4-4 限定検査証の提出がある自動車（3-4-5に掲げるものを除く。）については、3-3-7 0に掲げる方法により検査するものとする。

〔限定検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車の検査〕

3-4-5 限定検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車については、3-3-7 2に掲げる方法により検査するものとする。

3-5 臨時検査及び構造等変更検査の要領

3-5-1 道路運送車両の保安基準に適合していないおそれがあると認められる部分については、新規検査及び予備検査の要領に準じて検査するものとする。

3-5-2 前項の検査のほか継続検査の要領に準じて検査するものとする。

3-6 並行輸入自動車等の検査

3-6-1 「並行輸入自動車取扱要領について」（平成9年4月2日9軽検業第43号）及び「並行輸入自動車取扱要領細部取扱いについて」（平成9年4月2日9軽検業第44号）により検査するものとする。

3-7 改造自動車等の検査

3-7-1 「改造自動車等の取扱いについて」（平成7年11月21日7軽検業第173号・7軽検技第88号。以下「改造通達」という。）及び「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて」（平成7年11月21日7軽検業第174号・7軽検技第89号）により検査するものとする。

第4章 車両番号の指定

4-1 車両番号の指定等

4-1-1 新規検査に合格した自動車及び自動車予備検査証（以下「予備検査証」という。）に基づく検査証の交付をする自動車並びに検査証の記入申請に伴い車両番号が変更となる自動車及び車両番号標が滅失し、き損し、又はその識別が困難となった自動車には、規則第36条の17により車両番号を指定し、又は変更するものとする。

4-1-2 （削除）

第5章 自動車検査証、自動車予備検査証及び限定自動車検査証の交付、返付、記入、返納又は再交付

5-1 検査証、予備検査証及び限定検査証の交付、返付又は記入

5-1-1 新規検査において検査証を交付するときは、その記載内容について、検査票又は限定検査証に記載された検査結果（完成検査終了証（完成検査終了証に記載されるべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を含む。）の提出をもって当該自動車の提示に代える場合にあつては完成検査終了証の記載内容、返納証明書及び保安基準適合証の提出をもって当該自動車の提示とみなす場合にあつては返納証明書の記載内容、限定検査証及び限定保安基準適合証の提出をもって当該自動車の提示とみなす場合にあつては限定検査証の記載内容）と軽自動車検査業務電子情報処理システム（以下「電子情報処理システム」という。）から印字した検査証を照合する。

5-1-2 継続検査及び臨時検査においては、電子情報処理システムで検査証又は限定検査証（その1）を印字し返付又は交付するものとする。

ただし、出張検査においては、検査証又は限定検査証（その1）の有効期間を記入したときにその記入した有効期間の末尾に事務所名小印を押印し返付できるものとする。

5-1-3 検査証の記入をするときは、変更した記載事項を申請書及び添付資料（構造等変更検査を伴うものは、検査票に記載された検査結果）と照合するとともに電子情報処理システムで検査証を印字し、他の記載事項についても旧検査証と照合したうえ、検査証を交付するとともに、旧検査証は無効の措置をとるものとする。

5-1-4 予備検査証に基づく検査証の交付をするときは、5-1-1及び5-1-3に準ずるものとする。

5-1-5 予備検査及び予備検査証の記入をするときは、電子情報処理システムで予備検査証を印字し、交付する。

5-1-6 検査の結果、法第71条の2第1項の規定により当該自動車が保安基準に適合しないと認めるときは、限定検査証を交付するものとする。この場合において、限定検査証の有効期間の起算日は、検査を行った日とする。ただし、当日のうちに3-2-7に規定する再入場を認める場合は、限定検査証を交付しないことができるものとする。

なお、当該自動車が自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）別表第8に該当する状態が複数ある等自動車全体の劣化・磨耗が進行していると認められるときはこの限りでない。

5-1-7 新規検査又は予備検査の結果限定検査証を交付するときは、規則第43条の2の規定による構造等に関する事項について、検査票に記載された検査結果を返納証明書と照合するものとする。

5-1-8 限定検査証を交付するときは、検査証（新規検査又は予備検査にあつては申請書）の内容と電子情報処理システムから印字した限定検査証（その1）及び検査票から限定検査証（その2）の一部を複写し、又は必要事項を転記したうえ、限定検査証（その2）に記載された車台番号が同一であることを確認し、限定検査証（その2）に記載した車台番号の末尾に事務所名小印を押印するものとする。

5-1-9 新規検査及び予備検査証に基づく検査証の交付並びに継続検査、臨時検査及び構造等変更検査による検査証の返付は、自動車重量税法（昭和46年法律第89号）第8条の規定による自動車重量税を納付したものでなければ行わないものとする。

5-1-10 新規検査及び予備検査証に基づく検査証の交付並びに継続検査、臨時検査及び構造等変更検査による検査証の返付は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第9条及び第9条の5の規定により、自動車損害賠償責任保険証明書の保険期間又は自動車損害賠償責任共済証明書の共済期間が当該検査証に記入する有効期間の全部と重複するものでなければ行わないものとする。

5-1-11 継続検査後の自動車検査証の有効期間の更新又は構造等変更検査後の記載事項を変更した自動車検査証の交付であつて、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の7第2項に基づく放置違反金の滞納によって、自動車検査証の有効期間の更新又は記載事項を変更した自動車検査証の交付ができない場合には、検査票を回収して、自動車検査証の備考欄に「放置違反金滞納情報あり」である旨の記載と受付日付印を押印し、検査票を除いた申請書並びに添付書面を申請者に返却することとする。

なお、放置違反金の納付後に、再度申請が行われた場合、当該自動車の検査を行った日から15日以内であれば、既に回収している検査票が有効なものとして処理して差し支えない。

5-1-12 継続検査申請に係る限定検査証交付の場合であつて、申請に係る自動車が道路交通法第51条の6第2項に基づく国家公安委員会から放置違反金滞納の通知を受けている場合には、限定検査証の備考欄に「放置違反金滞納情報あり」である旨を記載し、限定検査証を交付することとする。

5-1-13 継続検査に基づく検査証の返付は、提示された軽自動車税納付証明書等により軽自動車税の滞納がないことを確認したものでなければ行わないものとする。

5-2 検査証、予備検査証、限定検査証及び返納証明書の記載

5-2-1 電子情報処理システムから出力印字したものとする。

5-2-2 （削除）

5-2-3 初度検査年月欄の印字は、初めて検査証の交付された年月とする。ただし、車両番号の指定を受けたことがない自動車の予備検査証にあつては「-」とするものとする。

5-2-4 車名及び型式欄の印字は、次の各号によるものとする。

(1) 指定自動車等にあつては、通知された車名、型式とする。

(2) 試作車（自動車の製作を業とする者が、研究、開発等の用に供するため製作したものをいう。）にあつては、当該自動車製作者の定める車名及び型式とする。

ただし、車名又は型式を定めていないときは、「試作」とすること。

(3) 組立車（自動車の製作を業とする者以外の者が、自動車の部品等を使用して組立てたものをいう。）にあつては、「組立」とする。

- (4) 改造自動車にあつては、改造前の車名及び改造前の型式に「改」を附記した型式とする。
- (5) 「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成10年11月12日自審第1255号。以下「輸入自動車特別取扱制度」という。）により輸入自動車特別取扱届出済書が提出された型式の自動車は、当該届出済書に記載された車名及び型式。
- (6) 「並行輸入自動車取扱要領について」（平成9年4月2日9軽検業第44号）に基づき提出された資料を参考に協会が検査した自動車は、協会が指定した車名及び型式。
- (7) 前5号以外の自動車にあつては、現に存する車名及び型式とする。ただし、車名又は型式が不明のときは、「不明」とすること。

5-2-5 車台番号欄は、提示された自動車に打刻されている車台番号を印字するものとする。

5-2-6 原動機の型式欄は、次の各号により印字するものとする。

- (1) 原動機に表示された打刻等（鋳造浮出しを含む。）により原動機の型式が判明するものにあつてはその型式
- (2) 運輸支局（運輸監理部及び陸運事務所を含む。以下同じ。）又は自動車検査登録事務所（運輸事務所を含む。）で職権により原動機の型式の打刻をしたものにあつてはその型式
- (3) 電気式ハイブリッド自動車（ガソリン、LPG又はCNGを燃料とする自動車であつて、原動機として内燃機関及び電動機を備え、かつ、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能を備えたもの（ただし、蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えている自動車を除く。))等複数の原動機により駆動する自動車にあつては、前各号によるほか、それぞれの原動機の型式を「-」でつなぐものとする。

5-2-7 用途欄の印字については、次の各号によるものとする。

- (1) 「貨物」、「乗用」、「特種用途」のいずれかを印字する。

なお、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第52条の規定により許可を受けた自家用自動車の場合は、備考欄に「貸渡」と印字するものとする。

- (2) 用途の定義は「自動車の用途等の区分について（依命通達）」（昭和35年9月6日自車第452号。以下「用途区分通達」という。）による区分による。

5-2-8 自家用事業用の別又は事業用としての適否欄の記載については、予備検査の結果交付する予備検査証又は限定検査証にあつては、事業用の「適」又は「否」のいずれかを印字するものとし、その他にあつては、「自家用」、「事業用」のいずれかを印字するものとする。

5-2-9 車体の形状欄の印字は、次の各号によるものとする。

- (1) 乗用自動車は、次の例とする。

「箱型」、「幌型」、「ステーションワゴン」

- (2) 貨物自動車は、次の例とする。

「ボンネット」、「キャブオーバ」、「ダンプ」、「バン」、「ピックアップ」、「三輪トラック」、「三輪ダンプ」、「三輪バン」、「トラクタ」、「フルトレーラ」、「セミトレーラ」

- (3) 特種用途車は、次の例とする。

「救急車」「消防車」「警察車」「臓器移植用緊急輸送車」「保線作業車」「検察庁車」「緊急警備車」「防衛省車」「電波監視車」「公共応急作業車」「護送車」「血液輸送車」「交通事故調査用緊急車」「給水車」「医療防疫車」「採血車」「軌道兼用車」「図書館車」「郵便車」「移動

電話車」「路上試験車」「教習車」「霊柩車」「広報車」「放送中継車」「理容・美容車」「粉粒体運搬車」「粉粒体運搬車（トラクタ）」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「冷蔵冷凍 車（トラクタ）」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「患者輸送車」「車いす移動車」「消毒車」「寝具乾燥車」「入浴車」「ボイラー車」「検査測定車」「穴掘建 柱車」「ウインチ車」「クレーン車」「くい打車」「コンクリート作業車」「コンベア車」「道路作業車」「梯子車」「ポンプ車」「コンプレッサー車」「農業作業車」「クレーン用台車」「空港作業車」「構内作業車」「工作車」「工業作業車」「レッカー車」「写真撮 影車」「事務室車」「加工車」「食堂車」「清掃車」「電気作業車」「電源車」「照明車」「架線修理車」「高所作業車」「キャンピング車」「放送宣伝車」「キャンピングトレーラ」

注1. 三輪のものにあつては、「三輪」である旨附記すること。

注2. 特種用途自動車でフルトレーラのものにあつては、その旨（例：〇〇フルトレーラ）を附記すること。

5-2-10 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄にあつては、3-3-64、3-3-67及び審査事務規程に基づき算定した値を印字する。

5-2-11 車両重量欄及び軸重欄は、審査事務規程に基づき計測した値を当該箇所欄に印字するものとする。

5-2-12 長さ、幅及び高さの欄には、審査事務規程に基づき計測した値を印字するものとする。

5-2-13 ゴム履帯等を有する自動車にあつては、ゴム履帯等を装着した状態で5-2-10により算定及び計測した数値（ゴムタイヤを装着した状態と同じ場合を除く。）を検査証の備考欄にその説明を次の例により印字するものとする。

なお、ゴム履帯等を装着した状態の諸元数値を印字するものとする。

（例）

備 考

【ゴム履帯装着時】乗車定員2人最大積載量300kg車両重量1030kg車両総重量1440

kg高さ197cm

5-2-14 燃料の種類印字については、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン・LPG」、「ガソリン・灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、「軽油・電気」又は「その他」と印字する。

5-2-15 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により印字するものとする。

(1) 総排気量は、単位をリットルとし、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を3.14とし、内径及び行程について1/10mm未満を切り捨てた値を用いること。

(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

5-2-16 検査証の有効期間欄の記載は、次の各号によるものとする。

(1) 有効期間の起算日について規則第44条ただし書きの規定による有効期間の満了する日の1月前の日は、下表の例に示すところによること。

(例)

検査証の有効期間の満了する日	検査証の有効期間の満了する日の1月前の日
2月1日	1月1日
2月15日	1月15日
2月29日	1月29日
3月28日	2月28日
3月29日 30日及び31日	2月28日（閏年にあつては29日）
10月30日及び31日	9月30日
11月30日	10月30日

(2) 有効期間の起算日について、規則第44条ただし書の規定を適用する場合は、下記の例によって記載して差支えない。

(例)

有効 期間 の満 了す る日	平成 7年 3月 31日	
	平成 9年 同上月 同上月	事務所名小印
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	

5-2-17 備考欄は、下表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により印字するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて印字するものとする。

記載を要する自動車	記載事項	記載例
1. 施行規則第52条各号の一に掲げる処分を受ける自動車	処分年月日 処分の内容 附した制限	認定年月日 平成13年7月1日 北海道運輸局第123号 緩和事項「長さ」 緩和制限「自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。」
1-1. 削除		
1-1-2. 削除		
2. 細目告示第42条第1項、第2項、若しくは第5項、第	認定内容 認定年月日	前照灯の取付位置 関整車第123号

120条第1項、第2項、第5項若しくは第6項、細目告示第121条第3項、細目告示第198条第1項、第2項、第5項、若しくは第6項、細目告示第199条第3項又は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の規定により、地方運輸局長の指定を受けた自動車		平成13年7月1日
2-1. 削除		
3. 保安基準第56条第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた自動車	認定内容 認定年月日	大臣認定 メタノール自動車 国自審第234号 平成13年1月15日
3-1. 削除		
3-2. 削除		
3-3. 削除		
4. タンク自動車	積載物品名 最大積載容量 比重又は定数	品名第一石油類 容積400リットル 比重0.75
4-1. 荷台に危険物のタンクを固定し、かつ、タンク以外に積載量を有する自動車	タンクに積載する物品名及び積載量の内訳	品名 灯油 容積 200リットル 比重 0.80 積載量内訳 タンク160kg 荷台 150kg
4-2. 危険物運搬用タンク車であつて、積載の組合せが多数あり、備考欄に記載することができない自動車	積載の組合せが備考欄以外にある旨	積載の組合せは、設置許可書等による
4-3. セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリート以外のものを積載物品とするコンクリートミキサー車	積載物品名 最大積載容積 比重	品名 流動化処理土 容積 0.2m ³ 比重 1.65
5. 被けん引自動車(規則第35条の3第1項第15号に規定するものに限る。)	けん引自動車の車名及び型式	けん引車 日野 P-AA

<p>(1) けん引自動車の型式が「不明」のもの</p>	<p>けん引車の型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記</p>	<p>フオード 不明 (ABCD 1 2 3 4)</p>
<p>5—1. けん引自動車であつて、次の各号に掲げるもの（規則第35条の3第2項の規定により記載するものに限る。）</p> <p>(1) 被けん引自動車の型式が「不明」のもの</p> <p>(2) 被けん引自動車の型式が「組立」及び「試作」のもの</p> <p>(3) (1)及び(2)以外のもの</p>	<p>被けん引車の型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記</p> <p>被けん引自動車の型式に車台番号を付記</p> <p>被けん引自動車の車名及び型式</p>	<p>被けん引車 パーストナー不明 (ABDE 2 3 4)</p> <p>被けん引車 組立 (東 4 1 5 6 7 東)</p> <p>被けん引車 フルハーフ ABCD</p>
<p>6. 燃料の種類欄に「その他」と記載した自動車</p>	<p>燃料の種類燃料</p>	<p>メタノール CNG 電気 「ガソリン LPG」 LPG</p>
<p>6—1. メタノールを燃料とする自動車であつて、次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) メタノールとガソリン等を混合したものを燃料とするもの</p> <p>(2) 補助燃料としてガソリンを使用するもの</p> <p>(3) ガソリン併用式のもの</p> <p>(4) 通常はメタノールとガソリンの混合物を使用し、ガソリンのみも使用可能なもの</p>	<p>メタノールとガソリン等を85:15の比率で混合したものを(M85)を燃料とする旨</p> <p>メタノール(M100又はM85)を主燃料とし、補助燃料としてガソリンを使用する旨</p> <p>ガソリンを併用することが可能である旨</p> <p>通常はメタノールとガソリンを併用し、ガソリンのみも使用することができる旨</p>	<p>燃料 メタノール (M85)</p> <p>燃料 主メタノール (M100又はM85) 補助ガソリン</p> <p>燃料 メタノール・ガソリン併用</p> <p>燃料 メタノール・ガソリン混合物 (混合率可変)</p>
<p>6—2. CNG を燃料とする自動車であつて、ガソリン併用式のもの</p>	<p>ガソリンを併用することが可能である旨</p>	<p>燃料 CNG・ガソリン併用</p>

6-3. ハイブリッド自動車であつて、次の各号に掲げるもの (1)電気式又は蓄圧式のもの ((2)に掲げるものを除く。) (2)蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えるもの	ハイブリッド自動車である旨 プラグインハイブリッド自動車である旨	ハイブリッド自動車 プラグインハイブリッド自動車
6-4. 圧縮水素又は液体水素を燃料とし、燃料電池スタック及び電動機を備えた自動車	燃料電池自動車である旨	燃料電池自動車
7. 使用者の名義が複数の自動車	共同使用者の氏名又は名称及び住所	共同使用者の氏名、住所 虎ノ門次郎、東京都港区虎ノ門1-14-1
8. 緊急自動車であつて次の各号に掲げるもの (1)用途区分通達4-1-1の自動車以外のもの((2)に掲げるものを除く。) (2)在宅傷病者緊急往診用自動車に該当するもの	緊急自動車である旨 在宅傷病者緊急往診用自動車である旨	緊急自動車 緊急自動車(在宅傷病者緊急往診用)
9. 道路維持作業用自動車	道路維持作業用自動車である旨	道路維持作業用自動車
9-1 削除		
10. 改造通達に定める改造自動車	改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日	改造内容操縦装置 7技改第123号 平成7年11月24日
11. 並行輸入自動車	適用する保安基準の判定年月日又は製作年月日 原動機型式打刻位置 原動機の最高出力時の回転数	保安基準適用年月日又は製作年月日 平成〇年〇月〇日 原動機型式打刻位置 シリンダブロック上面左前部 原動機最高出力時回転数 9,000rpm
11-1. 並行輸入自動車であつて次の各号に掲げるもの (1)専ら乗用の用に供する軽自動車に適用される排出ガスに適合したもの (2)改造通達2.(1)に定め	規制の対象となる排出ガス規制の適合年 変更された装置名	12年排出ガス規制適合 変更内容 緩衝装置

<p>る改造により装置が変更されているもの</p> <p>(3) 初めて検査証を交付する検査時に細目告示第118条第2項第6号の適合性を同条第3項第2号により確認したもの</p>	<p>細目告示第118条第3項第2号イ又はロに規定する書面又は表示</p>	<p>初回検査時確認書面等 (騒音試験成績表) (WVTA) (車両データプレート) (COC) (外国登録証) (認可書)</p>
<p>12. 職権打刻をした自動車</p>	<p>車台番号打刻位置 (打刻届出に係る位置打刻した場合を除く) シリアル番号を有する場合のシリアル番号 塗まつた車台番号(塗まつた車台番号が職権打刻である場合を除く。) 原動機型式打刻位置</p>	<p>車台番号打刻位置 エンジンルーム内右側後部上面 シリアル番号 ABCDEFGHIJ 123456789 シリアル番号 ABCDEFGHIJ 123456789 原動機型式打刻位置 シリンダーブロック上面前部</p>
<p>13. 土砂以外の物品を専用に運搬するダンプ</p>	<p>土砂を運搬しない旨</p>	<p>積載物品名 土砂以外</p>
<p>14. 熱害対策装置等を有する自動車であつて、次の各号に掲げるもの(並行輸入自動車等、諸元表等による識別が困難なものに限る。)</p> <p>(1) 断続器の形式が接点式のため熱害対策装置等の装着が必要なもの</p> <p>(2) 断続器の形式が接点式であつて、公的試験機関の試験結果により OBD II システムを備えていることが確認されたもの</p> <p>(3) 断続器の形式が接点式であつて、公的試験機関の試験結果により失火検知システムを</p>	<p>断続器の形式が接点式である旨</p> <p>OBD II システムを備えている旨</p> <p>失火検知システムを備えている旨</p>	<p>接点式</p> <p>接点式、OBD II</p> <p>接点式、失火警報</p>

備えていることが確認されたもの (4) 公的試験機関の試験結果により保安基準第31条第14項第3号ただし書き中「異常温度以上に上昇することを防止する装置」に該当することが確認されたもの	燃料カット方式の異常温度上昇防止装置を備えている旨	接点式、異常温度上昇防止システム搭載車（燃料カット方式）
15. 平成10年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車	騒音規制に適合している旨及び近接排気騒音規制値	平成10年騒音規制車 近接排気騒音規制値 96db
16. 車いすを車体に固定することができる装置を有する自動車（車いす専用のスペースを有するものに限る。）	車いすを固定するための装置を有する旨	車いす固定装置付（1基）
17. 用途区分通達4-1-1及び4-1-2に掲げる自動車	使用者を変更した場合において、変更後の使用者の事業等が変更前の使用者の事業等と異なる場合には、当該自動車の用途及び車体の形状が変更となる場合がある旨	この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当
18. 用途区分通達4-1-3（3）及び（4）に掲げる自動車（19. に掲げる場合を除く。）	平成13年から施行される構造要件が適用される旨	平成13年特種構造要件適用車
19. 用途区分通達4-1-3（4）に掲げる自動車のうちのキャンピング車	平成15年から施行される構造要件が適用される旨	平成15年特種構造要件適用車
20. 許容荷重を満足させるためタイヤを変更して認められた自動車	変更したタイヤのタイヤサイズ	後輪タイヤサイズ 500-10-6P
21. 自主防犯活動用自動車	自主防犯活動に使用する自動車である旨	自主防犯活動用自動車
22. 「自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領」（平成19年国土交通省告示第131号。以下「排	排ガス低減性能向上改造が行われている旨 排ガス低減性能向上改造の認定番号及び「自動車の排出	排ガス低減性能向上改造有認定番号 MLIT-RLEV-1 交付番号123

ガス低減性能向上改造認定実施要領」という。)第3条の規定により、認定を受けた改造を行った自動車	ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目」(平成19年3月9日付け国自環第249号)第4の低減性能向上改造証明書(以下「低減性能向上改造証明書」という。)の交付番号	
23. 1-2-4の規定により、二輪自動車の保安基準を適用する自動車	二輪自動車の基準を適用する旨	二輪自動車の保安基準を適用
24. 最高速度20km/h未満の自動車及び被けん引自動車を除く自動車(新規検査若しくは予備検査(法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車に限る。)、継続検査又は構造等変更検査を受けるものに限り、走行距離計を備えていないものを除く。)	走行距離計の表示値 (検査申請日)	走行距離計表示値 9000km (平成21年1月5日)
25. 「特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領」(平成21年国土交通省告示第933号)第7条の規定により有効な算定燃費値取得済証(以下「算定済証」という。)の交付を受けて、類型を特定した特定改造自動車	燃費値の算定を受けた特定改造自動車である旨及び算定済証記載の改造車等燃費算定番号・区分番号	90001・0001(算定燃費値取得済特定改造自動車)
26. 排出ガス値及び燃費値に影響を与える原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置又は燃料の種類に変更が行われたことを、新規検査若しくは予備検査又は構造等変更検査時に公的試験機関の試験結果又は現車により確認した型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車	排ガス燃費影響装置等に変更がある旨	排ガス燃費影響装置等変更
27. 平成22年4月1日以降	消音器の加速走行騒音性能	マフラー加速騒音規制適用車

に製作された自動車	規制（以下「マフラー加速騒音規制」という。）が適用される旨	
-----------	-------------------------------	--

5-2-18 施行規則第35条の3第1項第24号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次のとおり印字する。

なお、自動車検査証の備考欄に（1）から（8）までに掲げられた事項が印字されている自動車の装置が、細目告示第91条第2項第1号、第2号若しくは第3号、第96条第3項、第98条第4項、第99条第5項、第100条第8項若しくは第10項第1号若しくは第2号若しくは第12項第1号、第2号若しくは第3号若しくは第14項第1号若しくは第2号、第169条第2項第1号若しくは第2号、第174条第3項第1号、第176条第4項第1号、第177条第4項第3号又は第178条第8項第1号若しくは第9項第1号若しくは第10項第1号若しくは第2号若しくは第11項に該当するようになった場合には、当該記載事項を法第67条第1項の規定により処理するものとする。

(1) 保安基準第11条第2項の規定の適用を受ける自動車であつて、同第1条の3ただし書の規定により破壊試験による同第11条第2項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備えるかじ取装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝撃吸収式かじ取装置の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(2) 保安基準第15条第2項の規定の適用を受ける自動車であつて、同第1条の3ただし書の規定により破壊試験による同第15条第2項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える燃料装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(3) 保安基準第17条第3項の規定の適用を受ける自動車であつて、同第1条の3ただし書の規定により破壊試験による同第17条第3項への適合性の判定を行っていない自動車

「この圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(4) 保安基準第17条の2第4項の規定の適用を受ける自動車であつて、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第17条の2第4項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える電気装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(5) 保安基準第18条第2項の規定の適用を受ける自動車であつて、同第1条の3ただし書の規定により破壊試験による同第18条第2項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験

を行っていません。」

- (6) 保安基準第18条第3項の規定の適用を受ける自動車であつて、同第1条の3ただし書の規定により破壊試験による同第18条第3項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、オフセット衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

- (7) 保安基準第18条第4項の規定の適用を受ける自動車であつて、同第1条の3ただし書の規定により破壊試験による同第18条第4項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

- (8) 保安基準第18条第5項の規定の適用を受ける自動車であつて、同第1条の3ただし書の規定により破壊試験による同第18条第5項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、歩行者頭部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

- (9) (2) 又は (3) 及び (5) に該当する自動車

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

- (10) (2) 又は (3)、(5) 及び (7) に該当する自動車

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準並びに前面衝突時及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

- (11) (2) 又は (3) 及び (7) に該当する自動車

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

5-2-18の2 施行規則35条の3第3項の規定に基づき自動車検査証に「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」(施行規則第35条の3第1項第15条ロに規定する車両総重量をいう。以下本項において同じ。)を記載するけん引自動車については、自動車検査証の備考欄に次の各号に規定する重量を次の例により印字する。

この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。

m : 牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量 (k g)

M : 牽引自動車の車両総重量 (k g)

M´ : 牽引自動車の車両重量 (k g)

Wd : 牽引自動車の駆動軸の軸重 (k g)

KW : 牽引自動車の諸元表に記載された原動機の最高出力 (k W)

V : 牽引自動車の諸元表に記載された制動初速度 (k m/h)

S v : 牽引自動車の諸元表に記載されたV k m/hからの制動距離 (m)

a : 牽引自動車の諸元表に記載された減速度 (m/s²)

ただし、有効な自動車検査証が交付されている自動車であつて、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力をMで除した値とする。

F S : 牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力 (N)

ただし、有効な自動車検査証が交付されている自動車であつて、操作力が細目告示に規定された値よりも小さい場合、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。

(例)

備 考

けん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、主ブレーキありの場合及び主ブレーキなしの場合、それぞれ1,000 k g及び500 k gとする。

(1) 主ブレーキを備えたけん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、次の各号で算出された重量以下の申請された値 (10kg 未満は切り捨て。) とする。

① $0.85FS - M = m$

② $7.36 \left(\frac{v^2}{147(Sv-0.1V)} - 1 \right) M = m$

ただし、制動距離が諸元表に記載されていない自動車にあつては、次式により算出する。

$$7.36 \left(\frac{a}{5.67} - 1 \right) M = m$$

③ $164.51 \times KW - 1900 - M = m$

④ $4 \times Wd - M = m$

⑤ $1,990 = m$

(2) 主ブレーキを省略したけん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、次の各号で算出された重量以下の申請された値 (10 k g 未満は切り捨て。) とする。

① $0.85FS - M = m$

② $\left(\frac{v^2}{147(Sv-0.1V)} - 1 \right) M = m$

ただし、制動距離が諸元表に記載されていない自動車にあつては、次式により算出する。

$$\left(\frac{a}{5.67} - 1 \right) M = m$$

③ $M / 2 = m$

④ $164.51 \times KW - 1900 - M = m$

⑤ $4 \times Wd - M = m$

⑥ $750 = m$

5-2-19 限定検査証の備考欄には、次のとおり印字するものとする。

なお、(2) 記載文中の「〇年〇月〇日」は、継続検査の申請の際に提出された検査証の有効期間の満了する日とする。

(1) 新規検査又は予備検査の結果交付するもの

「この限定自動車検査証では運行することはできません。」

(2) 継続検査の結果交付するもの

(イ) 継続検査の結果交付する限定検査証の有効期間より、提出された検査証の残存有効期間が多い場合

「限定自動車検査証の有効期間内において、必要な整備を行う場合又は継続検査の申請をする場合に運行できます。なお、申請の際に提出のあつた自動車検査証の有効期間の満了する日は、〇年〇月〇日です。」

(ロ) 継続検査の結果交付する限定検査証の有効期間が、提出された検査証の有効期間の満了日を超える場合

「〇年〇月〇日までの間に必要な整備を行う場合又は継続検査の申請をする場合に運行できます。」

(ハ) 検査証の有効期間の満了日後に限定検査証を交付する場合

「この限定自動車検査証では運行することはできません。なお、申請の際に提出のあつた自動車検査証の有効期間の満了する日は、〇年〇月〇日です。」

5-2-20 従前の規程により記載された検査証等については、5-2-1 から5-2-19 までにより記載されたものとみなして、法第67条第1項の規定による記載事項の変更についての記入を要しないものとする。

5-3 検査証又は限定検査証の返納及び返納証明書の交付

5-3-1 検査証又は限定検査証が返納されたときは、当該検査証又は限定検査証は無効の措置をとるものとする。

5-3-2 返納証明書を交付するときは、申請書と返納された検査証を照合し、電子情報処理システムから返納証明書を印字する。

5-4 検査証、予備検査証及び限定検査証の再交付

5-4-1 検査証及び予備検査証を再交付するときは、申請書と電子情報処理システムの記録内容を照合し検査証を印字する。

この場合において、検査証の備考欄に再交付の旨を印字する。

5-4-2 限定検査証を再交付するときは、申請書を検査証（新規検査又は予備検査にあつては申請書）及び検査票と照合し、5-1-8に準じて行うものとする。

この場合において、限定検査証(その1)の備考欄に再交付の旨を印字する。

5-5 電子情報処理システムが重度の故障等に陥り、電子情報処理システムから印字した検査証等を交付できない場合は、電子情報処理システムが復旧してから検査証等を出力し返付又は交付するものとする。ただし、電子情報処理システムから印字せずに交付することが適当であ

ると理事長が判断した場合は、継続検査及び臨時検査に限り、検査証又は限定検査証(その1)に有効期間を記入し、その記入した有効期間の末尾に事務所名小印を押印し返付又は交付できるものとする。

第6章 解体届出、重量税還付付表1、輸出予定届出証明書及び検査記録事項等証明書の交付、輸出予定届出証明書の返納

- 6-1 解体届出書と検査証又は返納証明書を照合し、電子情報処理システムに記録する。
- 6-2 重量税還付付表1を交付するときは、申請書と検査証又は返納証明書を照合し、電子情報処理システムに記録し、同付表1を印字する。
- 6-3 輸出予定届出証明書を交付するときは、届出書と検査証又は返納証明書を照合し、電子情報処理システムに記録し、同証明書を印字する。
- 6-4 検査記録事項等証明書を交付するときは、申請書の記載事項を電子情報処理システムと照合し、同システムから同証明書を印字する。
- 6-5 輸出予定届出証明書の返納をするときは、届出書の記載事項を輸出予定届出書と照合し、電子情報処理システムに記録する。

第7章 検査標章の交付及び再交付

- 7-1 検査標章の交付及び再交付
 - 7-1-1 検査標章の交付は、検査証の有効期間が満了する年以外の年の表示部分を円形に取除き、裏面に有効期間の満了する日を記入して行うものとする。
 - 7-1-2 検査標章の表示箇所は、次の各号によるよう自動車の使用者を指導するものとする。
 - (1) 前面ガラスを有する自動車については、前面ガラス中央上部とする。

ただし、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれのある場合は、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であつて、車両の前方から検査標章の識別が可能となる位置とする。
 - (2) 前面ガラスを有しない自動車については、車体後面の左側で見易い位置とする。
 - 7-1-3 検査標章の再交付は、次の各号によるものとする。
 - (1) 申請書を検査証又は限定検査証と照合すること。
 - (2) 検査証から有効期間を確認し、当該有効期間の検査標章を交付する。
 - (3) き損し、又はその識別が困難となったことを事由とするときは、当該検査標章の提出を求めること。
 - (4) 検査標章を再交付したときは、検査証又は限定検査証の備考欄に再交付した旨及びその年月日を印字すること。

ただし、やむを得ない理由により他の事務所が管轄する自動車の検査標章を再交付したときは、検査証又は限定検査証の備考欄に再交付した旨、その年月日及び再交付した事務所名を印字すること。

第8章 軽自動車検査業務電子情報処理システムの記録

- 8-1 検査記録内容等
 - 8-1-1 電子情報処理システムの記録事項の変更、訂正又は抹消をするときは、業務運用シートで処理する。

- 8-1-2 検査証の備考欄の記録は、5-2-17の例によるものとする。
- 8-1-3 限定検査証を交付したときは、電子情報処理システムにその旨及び年月日を記録するものとする。
- 8-1-4 検査証の返納を受理したとき、又は返納証明書を交付したときは、電子情報処理システムにその旨及び年月日を記録するものとする。
- 8-1-5 検査証、予備検査証及び限定検査証を再交付したときは、電子情報処理システムに再交付の旨及び再交付年月日を記録するものとする。
- 8-1-6 5-1-2により処理したときは、電子情報処理システムの当該車両の記録に継続検査又は臨時検査を受けた旨を記録するものとする。
- 8-1-7 5-1-3により処理したときは、電子情報処理システムの当該車両の記録にその旨及び年月日並びに事務所名を記録するものとする。
- 8-1-8 5-1-8により処理したときは、8-1-7に準ずるものとする。
- 8-1-9 再輸入見込届出を受理したときは、電子情報処理システムにその旨を記録する。
- 8-1-10 自動車検査証返納後の所有者変更記録申請を受理したときは、電子情報処理システムにその旨を記録する。

第9章 雑 則

- 9-1 この検査事務規程に定めるもののほか、検査事務に関し必要な事項について細則を定めるものとする。
- 9-2 検査事務の実施にあたり、この検査事務規程及び細則に定めていない事項については、国土交通省の関係通達によるものとする。
- 9-3 検査標章の授受及び出納については、第4号様式による検査標章授受出納簿により明らかにしておくものとする。
- 9-4 検査標章の使用枚数については、日々検査標章授受出納簿を業務日報と照合し、誤りのないことを確認するものとする。
- 9-5 軽自動車検査記録簿（以下「記録簿」という。）は、照合に便利なよう整理して保管しておくものとする。
- 9-6 申請書（添付資料を含む。）、検査票（限定検査証の交付を受けた自動車に係る検査票を含む。）完成検査終了証（完成検査終了証に記載されるべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を含む。）は2年間（自家用乗用自動車の初期の検査に係るものは3年間）、解体届及び重量税還付申請（添付資料を含む。）は5年間、検査標章の授受出納簿は3年間保存しておくものとする。
- 9-7 事務所長は、下表の左欄に掲げる報告書を中央欄の様式により右欄の期日までに、理事長に提出するものとする。

報告書名	様式	提出期日
検査関係業務量報告書（月報）	第5号様式	翌月11日まで
検査標章使用枚数報告書（4半期報）	第6号様式	翌月18日まで
検査対象軽自動車保有車両数報告書（月報）	第7号様式	翌月1日まで

9-8 経過措置

9-8-1 次の各号に掲げる軽自動車については、「軽自動車の使用届出等に関する取扱いについて」（昭和40年9月6日自管第122号）第2により車両番号を指定することができる。

- (1) 道路運送車両法の一部を改正する法律第62号の施行前に使用の届出をした軽自動車
- (2) (1)以外の軽自動車であつて昭和50年3月31日以前に新規検査を受けた軽自動車のうち車体の構造等により、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（昭和48年運輸省令第33号。以下「一部改正省令」という。）による改正後の施行規則第13号様式の3の車両番号標を表示することができない軽自動車

9-8-2 9-8-1の(1)に掲げる軽自動車にあつては、その検査証の初度検査年欄の記載は「-」とするものとする。

附 則

この規程は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則〔昭和49年6月24日協会規程第5号〕

この規程は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則〔昭和49年8月30日協会規程第10号〕

この規程は、次の各号に定める区分にしたがい、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 1 第1条の規定は、昭和49年9月1日
- 2 第2条の規定は、昭和50年1月1日
- 3 第3条の規定は、昭和50年4月1日

附 則〔昭和50年2月22日協会規程第2号〕

この規程は、次の各号に定める区分にしたがい、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 1 第1条の規定 昭和50年4月1日
- 2 第2条の規定 昭和50年12月1日

附 則〔昭和52年4月1日協会規程第1号〕

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則〔昭和53年4月13日協会規程第5号〕

この規程は、次の各号の区分にしたがい、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 1 第1条の規定 昭和53年5月1日
- 2 第2条の規定 昭和53年7月30日
- 3 第3条の規定 昭和54年1月1日

附 則〔昭和53年11月16日協会規程第8号〕

この規程は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則〔昭和53年12月25日協会規程第11号〕

この規程は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則〔昭和54年10月20日協会規程第3号〕

この規程は、昭和54年10月20日から施行する。

ただし、第1条の規定は、昭和54年12月1日から施行する。

附 則〔昭和58年10月1日協会規程第10号〕

この規程は、昭和58年10月1日から施行する。ただし、3-3-26に(10)を加える改正規定は昭和59年1月1日から施行する。

附 則〔昭和59年3月23日協会規程第3号〕

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則〔昭和60年3月19日協会規程第6号〕

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則〔昭和60年12月24日協会規程第11号〕

この規程は、昭和60年12月24日から施行する。

ただし、3-3-38(3)の改正規定は、昭和62年9月1日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であつて輸入された自動車以外のものにあつては昭和62年3月1日、輸入された自動車にあつては昭和63年4月1日)から施行する。

附 則〔昭和61年3月19日協会規程第3号〕

この規程は、昭和61年3月19日から施行する。

附 則〔昭和61年9月30日協会規程第7号〕

この規程は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則〔昭和62年1月28日協会規程第1号〕

この規程は昭和62年1月28日から施行する。

ただし、施行日以前に製作された自動車にあつては、3-3-44(3)の改正規定にかかわらず従前の例によることができる。

附 則〔昭和62年10月1日協会規程第8号〕

この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則〔昭和63年1月14日協会規程第1号〕

この規程は昭和63年1月14日から施行する。

附 則〔昭和63年3月22日協会規程第2号〕

この規程は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則〔昭和63年3月22日協会規程第3号〕

この規程は、昭和63年3月22日から施行する。

附 則〔昭和63年9月27日協会規程第7号〕

この規程は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則〔平成元年1月19日協会規程第3号〕

この規程は、平成元年1月19日から施行する。

附 則〔平成元年3月29日協会規程第6号〕

この規程は、平成元年5月1日から施行する。

附 則〔平成元年6月22日協会規程第10号〕

この規程は、平成元年7月1日から施行する。

附 則〔平成2年3月15日協会規程第1号〕

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則〔平成3年7月18日協会規程第10号〕

この規程は、平成3年11月1日から施行する。

附 則〔平成6年3月30日協会規程第4号〕

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則〔平成6年9月30日協会規程第14号〕

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則〔平成7年5月29日協会規程第5号〕

この規程は、平成7年7月1日から施行する。

附 則〔平成7年7月13日協会規程第7号〕

この規程は、平成7年7月13日から施行する。

附 則〔平成7年11月21日協会規程第11号〕

この規程は、平成7年11月22日から施行する。

平成8年3月31日以前において、懸架装置について改造自動車等審査結果通知書が交付され、検査された自動車については、3-3-2の2の改正規定に係わらず従前の例によることができる。

附 則〔平成7年12月28日協会規程第12号〕

この規程のうち、3-3-1及び3-3-2の2の改正規定は、平成8年1月1日から、それ以外の改正規定は、平成8年2月1日から施行する。ただし、3-3-1の改正規定については、平成8年1月1日時点で自動車検査証の交付を受けている自動車にあつては、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第67条に基づき自動車検査証の記入申請があつた日又は第69条に基づき自動車検査証が返納された後、第59条の新規検査を受けようとする日から適用することとする。

附 則〔平成8年4月15日協会規程第1号〕

この規程は、平成8年4月15日から施行する。

ただし、3-3-38の改正規定は、平成8年6月1日から施行する。

附 則〔平成9年2月26日協会規程第1号〕

この規程は、平成9年2月26日から施行する。

附 則〔平成9年3月31日協会規程第6号〕

この規程は、平成9年3月31日から施行する。

ただし、3-3-24の3の改正規定は、平成9年4月1日から、5-2-4の改正規定は、平成9年10月1日から、それぞれ施行する。

附 則〔平成9年12月25日協会規程第9号〕

この規程は、平成10年1月1日から施行する。

附 則〔平成10年3月30日協会規程第2号〕

この規程は、平成10年3月30日から施行する。

附 則〔平成10年8月31日協会規程第3号〕

この規程は、平成10年9月1日から施行する。

附 則〔平成10年11月20日協会規程第5号〕

この規程は、平成10年11月24日から施行する。

ただし、平成17年12月31日以前に製作された自動車については、改正後の3-3-42(1)(イ)、3-3-42の2、3-3-43(2)、3-3-45(1)(イ)、3-3-48(1)及び3-

3-49(1)(イ)の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則〔平成11年4月20日協会規程第4号〕

この規程は、平成11年4月20日から施行する。

附 則〔平成11年9月1日協会規程第10号〕

この規程は、平成11年9月1日から施行する。

附 則〔平成11年12月9日協会規程第13号〕

この規程は、平成11年12月9日から施行する。

附 則〔平成12年3月16日協会規程第3号〕

この規程は、平成12年3月16日から施行する。

附 則〔平成12年4月28日協会規程第4号〕

この規程は、平成12年4月28日から施行する。

ただし、平成17年12月31日以前に製作された自動車については、改正後の3-3-42(1)(イ)、3-3-46(1)(イ)、3-3-50(3)(イ)及び3-3-51(1)(イ)の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則〔平成12年12月12日協会規程第11号〕

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則〔平成13年3月27日協会規程第7号〕

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則〔平成13年4月12日協会規程第8号〕

1. この規程は、平成13年4月12日から施行する。ただし、5-2-7、及び5-2-17の13から16の改正規定は平成13年10月1日から施行する。

2. 平成13年9月30日現在特種用途自動車として車両番号の指定を受けている自動車にあつては、その自動車の構造・装置に変更がない限りにおいては、従前の例によることができる。

附 則〔平成13年7月13日協会規程第9号〕

この規程は、平成13年7月13日から施行する。

附 則〔平成14年7月12日協会規程第8号〕

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

附 則〔平成15年1月20日協会規程第1号〕

この規程は、平成15年1月20日から施行する。ただし、3-3-65の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則〔平成15年6月9日協会規程第10号〕

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

附 則〔平成15年8月1日協会規程第11号〕

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

附 則〔平成15年9月19日協会規程第16号〕

この規程は、平成15年10月14日から施行する。

附 則〔平成16年3月23日協会規程第4号〕

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則〔平成16年6月30日協会規程第10号〕

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則〔平成16年12月13日協会規程第18号〕

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則〔平成16年12月22日協会規程第23号〕

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則〔平成17年6月22日協会規程第9号〕

この規程は、平成17年6月22日から施行する。

附 則〔平成17年9月27日協会規程第10号〕

この規程は、平成17年9月27日から施行する。

附 則〔平成18年1月12日協会規程第1号〕

この規程は、平成18年1月12日から施行する。

附 則〔平成18年6月29日協会規程第8号〕

本改正規程のうち、自主防犯活動用自動車の自動車検査証備考欄への記載については、平成18年7月1日から施行し、その他の改正規定は、平成18年8月1日から施行する。

附 則〔平成18年10月4日協会規程第11号〕

この規程は、平成18年10月10日から施行する。

附 則〔平成18年12月13日協会規程第12号〕

この規程は、平成19年1月4日から施行する。

附 則〔平成19年1月5日協会規程第1号〕

この規程は、平成19年1月9日から施行する。

なお、平成19年1月9日以前に届出があつた自動車の車体の形状が「防衛庁車」にあつては「防衛省車」と読み替える。

附 則〔平成19年4月2日協会規程第6号〕

この規程は、平成19年4月2日から施行する。

附 則〔平成19年6月29日協会規程第8号〕

この規程は、平成19年6月29日から施行する。

附 則〔平成20年7月11日協会規程第7号〕

この規程は、平成20年7月11日から施行する。

ただし、3-2-6～3-2-8及び5-1-6の改正規定は、平成20年9月1日から施行する。

附 則〔平成20年12月4日協会規程第9号〕

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則〔平成21年3月27日協会規程第6号〕

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則〔平成21年8月31日協会規程第8号〕

この規程は、平成21年8月31日から施行する。

附 則〔平成22年3月24日協会規程第3号〕

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則〔平成23年12月28日協会規程第10号〕

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則〔平成24年2月28日協会規程第2号〕

この規程は、平成24年6月4日から施行する。

別表第 1

検査の種別	検査の実施の方法																				
新規検査及び予備検査	<p>1 構造に関する検査</p> <p>次に掲げる事項について、巻尺、指示はかり、傾斜角度測定機等を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(3) (車両重量に限る。) 及び(4) に掲げる事項以外の事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により検査することができる。ただし、発行後 9 月を経過した完成検査終了証 (完成検査終了証に記載されるべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を含む。)、抹消登録証明書の提示又は自動車検査証返納証明書の提出若しくは提示がある自動車 (8 に掲げるものを除く。) については、(1)、(3) (車両重量に限る。) 及び(4) に掲げる事項についても、同様とする。</p> <p>(1) 長さ、幅及び高さ (2) 最低地上高 (3) 車両重量及び車両総重量 (4) 車輪にかかる荷重 (5) 車輪にかかる荷重の車両重量及び車両総重量に対する割合 (6) 最大安定傾斜角度 (7) 最小回転半径 (8) 接地部及び接地圧</p> <p>2 装置に関する検査 (その 1)</p> <p>次の表の上欄に掲げる事項について、同表の下欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(9)及び(10)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3) 及び(6) から(8) までに掲げる事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。</p> <table border="1" data-bbox="411 1547 1391 2047"> <tbody> <tr> <td>(1)かじ取り車輪の整列状態</td> <td>サイドスリップ・テスタ</td> </tr> <tr> <td>(2)制動装置の性能及び制動能力</td> <td>ブレーキ・テスタ</td> </tr> <tr> <td>(3)自動車が発する騒音の大きさ</td> <td>音量計</td> </tr> <tr> <td>(4)自動車から排出される一酸化炭素の濃度</td> <td>一酸化炭素測定器</td> </tr> <tr> <td>(5)自動車から排出される炭化水素の濃度</td> <td>炭化水素測定器</td> </tr> <tr> <td>(6)自動車から排出される黒煙の汚染度</td> <td>黒煙測定器</td> </tr> <tr> <td>(7)前照灯の明るさ及び主光軸の向き</td> <td>前照灯試験機</td> </tr> <tr> <td>(8)警音器の音の大きさ</td> <td>音量計</td> </tr> <tr> <td>(9)速度計の指度の誤差</td> <td>速度計試験機</td> </tr> <tr> <td>(10)速度表示灯の表示の誤差</td> <td>速度計試験機</td> </tr> </tbody> </table>	(1)かじ取り車輪の整列状態	サイドスリップ・テスタ	(2)制動装置の性能及び制動能力	ブレーキ・テスタ	(3)自動車が発する騒音の大きさ	音量計	(4)自動車から排出される一酸化炭素の濃度	一酸化炭素測定器	(5)自動車から排出される炭化水素の濃度	炭化水素測定器	(6)自動車から排出される黒煙の汚染度	黒煙測定器	(7)前照灯の明るさ及び主光軸の向き	前照灯試験機	(8)警音器の音の大きさ	音量計	(9)速度計の指度の誤差	速度計試験機	(10)速度表示灯の表示の誤差	速度計試験機
(1)かじ取り車輪の整列状態	サイドスリップ・テスタ																				
(2)制動装置の性能及び制動能力	ブレーキ・テスタ																				
(3)自動車が発する騒音の大きさ	音量計																				
(4)自動車から排出される一酸化炭素の濃度	一酸化炭素測定器																				
(5)自動車から排出される炭化水素の濃度	炭化水素測定器																				
(6)自動車から排出される黒煙の汚染度	黒煙測定器																				
(7)前照灯の明るさ及び主光軸の向き	前照灯試験機																				
(8)警音器の音の大きさ	音量計																				
(9)速度計の指度の誤差	速度計試験機																				
(10)速度表示灯の表示の誤差	速度計試験機																				

3 装置に関する検査（その2）

次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用いて検査するものとする。この場合において、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により検査することができる。

- (1)動力伝達装置
- (2)走行装置
- (3)操縦装置
- (4)制動装置
- (5)緩衝装置
- (6)燃料装置
- (7)車枠及び車体
- (8)連結装置
- (9)物品積載装置
- (10)内圧容器及びその附属装置

4 装置に関する検査（その3）

次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。

- (1)原動機
- (2)電気装置
- (3)乗車装置
- (4)前面ガラスその他の窓ガラス
- (5)騒音防止装置
- (6)ばい煙等の発散防止装置
- (7)灯火装置及び反射器
- (8)警報装置
- (9)指示装置
- (10)視野を確保する装置
- (11)走行距離計その他の計器
- (12)防火装置
- (13)運行記録計
- (14)速度表示装置

5 乗車定員又は最大積載量の算定

次に掲げる構造に関する事項及び装置についての検査の結果に基づき、乗車定員又は最大積載量を算定するものとする。

(1)構造に関する事項

1 の(2)から(6)まで及び(8)に掲げる事項

(2)装置

3 の(1)から(5)まで及び(7)から(9)まで掲げる装置並びに 4 の(1)及び(3)に掲

	<p>げる装置</p> <p>6 限定検査証の提出がある自動車の検査 有効な限定検査証の提出がある自動車(9に掲げるものを除く。)については、当該限定検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分について、1から4までに掲げる方法により検査するほか、当該限定検査証を審査することにより検査するものとする。</p> <p>7 完成検査終了証の提出がある自動車の検査 完成検査終了証(完成検査終了証に記載されるべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を含む。)の提出がある自動車については、当該完成検査終了証を審査することにより検査するものとする。</p> <p>8 抹消登録証明書の提示又は自動車検査証返納証明書の提出若しくは提示及び保安基準適合証の提出がある自動車の検査 抹消登録証明書の提示又は自動車検査証返納証明書の提出若しくは提示及び保安基準適合証の提出がある自動車については、当該抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書及び保安基準適合証を審査することにより検査するものとする。</p> <p>9 限定検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車の検査 有効な限定検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車については、当該限定検査証及び限定保安基準適合証を審査することにより検査するものとする。</p>
<p>継続検査</p>	<p>1 構造に関する検査(その1) 次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項と同一であるかどうかを視認により検査するものとする。 (1)長さ、幅及び高さ (2)車両重量及び車両総重量</p> <p>2 構造に関する検査(その2) 次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により検査するものとする。 (1)最低地上高 (2)最大安定傾斜角度 (3)最小回転半径</p> <p>3 装置に関する検査 新規検査及び予備検査に係る実施の方法に準じて検査するものとする。</p> <p>4 限定検査証の提出がある自動車の検査 有効な限定検査証の提出がある自動車(5に掲げるものを除く。)については、当該限定検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分について、1、2及び3に掲げる方法により検査するほか、当該限定検査証を審査することにより検査するものとする。</p> <p>5 保安基準適合証の提出がある自動車の検査</p>

	<p>保安基準適合証の提出がある自動車については、当該保安基準適合証を審査することにより検査するものとする。</p> <p>6 限定検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車の検査</p> <p>有効な限定検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車については、当該限定検査証及び限定保安基準適合証を審査することにより検査するものとする。</p>
<p>臨時検査及び構造等変更検査</p>	<p>1 道路運送車両の保安基準に適合していないおそれがあると認められる部分について、新規検査及び予備検査に係る検査の実施の方法に準じて検査するものとする。</p> <p>2 前号の検査のほか、継続検査に係る検査の実施の方法に準じて検査するものとする。</p>

第1号様式

自動車検査証返納証明書交付申請書 自動車検査証返納届出書		軽4号様式
<input type="text" value="0040"/>	<input type="text" value="7"/>	<input type="checkbox"/> 印紙 1. 500円 2. 1000円 3. 2000円 4. 5000円 5. 10000円
<input type="checkbox"/> 車台番号 (自動車検査証の欄に記入)		
<p>申請者(使用者) 氏名又は名称 _____ 印</p> <p>住所 _____</p> <p>(所有者) 氏名又は名称 _____</p> <p>住所 _____</p> <p>返納の理由 <input type="checkbox"/> 滅失、解体等 (被けん引車に限る) <input type="checkbox"/> 一時使用中止 </p>		
		軽自動車検査協会 殿 平成 年 月 日

第2号様式

<input type="checkbox"/> 輸出予定届出証明書交付申請書 (<input type="checkbox"/> 解体等 輸出 <input type="checkbox"/> 再輸入見込 輸出予定届出証明書返納 <input type="checkbox"/> 自動車検査証返納) 届出書		軽4号様式の2
<input type="text" value="0070"/>	<input type="text" value="7"/>	<input type="checkbox"/> 印紙 1. 500円 2. 1000円 3. 2000円 4. 5000円 5. 10000円
<input type="checkbox"/> 車台番号 (自動車検査証の欄に記入)		
<input type="checkbox"/> 輸出予定日		
<p>申請者・届出者(所有者) 氏名又は名称 _____ 印</p> <p>住所 _____</p> <p>届出者(使用者) 氏名又は名称 _____ 印</p> <p>住所 _____ 使用の本籍の位置 _____</p> <p>届出の理由とその日付 (使用済自動車解体及び輸出に係る届出の欄を除く。) <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 用途廃止 <input type="checkbox"/> 車台が車両番号の指定の際に存したものでなくなったとき </p> <p style="text-align: right;">_____ 年 月 日</p>		
		軽自動車検査協会 殿 平成 年 月 日

検査関係業務量報告

平成 年 月 事務所

1. 業務量統計

(1/2)

項 目		[本所]	[出張計]	有料件数	無料件数	件 数	金 額
新規検査	新車新規	型式指定					
		持込					
	中古新規	指定整備					
		持込					
計							
継続検査	指定整備						
	持込						
	計						
臨時検査				-	-		-
予備検査	指定整備						
	持込						
	計						
構造変更							
	[転入]						
	[管轄内転入]						
	[番号変更]						
予備検査換	新車			-	-		-
	中古			-	-		-
	計			-	-		-
記入申請				-	-		-
	[転入]			-	-		-
	[管轄内転入]			-	-		-
	[番号変更]			-	-		-
再交付	検査証						
	検査標章						
	予備検査証						
	限定検査証						
	計						
所有者変更記録				-	-		-
検査記録事項証明 (現在証明)							
検査記録事項証明 (詳細証明)							
検査証 返納届	返納証明書交付			-	-		-
	解体届	重量税還付		-	-		-
		減失届		-	-		-
	用途廃止届			-	-		-
	輸出届 (輸出予定届出証明書交付)			-	-		-
	一時使用 中止	解体届	重量税還付		-	-	
減失届				-	-		-
用途廃止届			-	-		-	
輸出届 (輸出予定届出証明書交付)			-	-		-	
輸出予定届出証明書返納				-	-		-
再輸入見込届出				-	-		-

検査関係業務量報告

平成 年 月
事務所

(2/2)

項 目		[本所]	[出張計]	有料件数	無料件数	件数	金額
[限定 検査証 交付]	[新規検査]			-	-		-
	[継続検査]			-	-		-
	[予備検査]			-	-		-
	計			-	-		-
[限定 検査証 提示]	[新規検査] 指定整備 持込						
	[継続検査] 指定整備 持込						
	[予備検査] 指定整備 持込						
	計						
再申請 件数	新規検査						
	継続検査						
	予備検査						
	構造変更						
再検査 (不合格) 件数	新規検査			-	-		-
	継続検査			-	-		-
	予備検査			-	-		-
	構造変更			-	-		-
FD申請 件数	新規検査			-	-		-
	電子証明書			-	-		-
	記入申請			-	-		-
	検査証返納			-	-		-
車両番号 標板交付件数	新規検査			-	-		-
	電子証明書			-	-		-
	記入申請			-	-		-
	検査証返納			-	-		-
電子 証明書 件数	新規検査 型式指定 持込			-	-		-
	予備検査			-	-		-
	計			-	-		-
	検査合計						
申請合計			-	-			
持込合計			-	-		-	
再検査率		0.0%	指定整備率			0.0%	

2. 重量税統計

	自家用		事業用	駐留軍		計
	2年	3年		2年	3年	
件数						
非課税						
重量税						

第6号様式

<u>検査標章使用枚数報告書</u>				
(平成 年度 / 4期分)		平成 年 月 日		
検査標章の 種類 表示月	期 始 め 手 持 枚 数	使 用 枚 数	残 存 枚 数	備 考
○ 1 月				
2 月				
3 月				
4 月				
○ 12 月				
合 計				

(注) 期内に受入れた枚数は期始め手持枚数に含むこと。

(日本工業規格 B 列 5 番)

第7号様式

<u>検査対象軽自動車保有車両数報告書</u>						
(平成 年 月末)						
	貨 物 車			乗 用 車	特 種 用 途 車	合 計
	四 輪 車	三 輪 車	計			
自家用						
事業用						
合 計						